

前回の研究会（８月３１日）でご指摘いただいた主な点

- ・ 地方公共団体が存続し、基本的な行政サービスの提供は維持することを前提として検討することとして良いか。
- ・ 地方公共団体の破産はないので、全ての団体を再生するという前提で検討することで良いか。
- ・ 再生制度を検討するに際し、特別会計や公社、第三セクター等の存在を視野に入れて考えるべきではないか。
- ・ 早期是正については、現行の再建法は機能しておらず、早期是正のスキームは是非とも導入する方向を明確に出すべきではないか。
- ・ 民間であれば、最後は破産法による清算があり、それとの比較によって法律の手続きによらない債務の整理や民事再生法等の選択が選ばれるが、債権者も納得する仕組みとなっているが、地方公共団体に当てはめられるか。
- ・ 早期是正措置で対応できない団体が出てくることが予想されるが、そのためにも債務調整を含め、明確なルールを準備しておくべきではないか。
- ・ 民間は破産があるから財政規律が働く。これとのバランスで、地方公共団体はどのように考えれば良いか。その場合、首長や住民等はどうのような責任を負うか。